

地域セーフティネットの弱体化と協同組合

我が国で社会保障問題が本格的に論じられるようになったのは、1979年大平内閣の「新経済社会7カ年計画」からのことである。この計画の中で、我が国には社会福祉にかかわる二つの含み資産があるので、政策的には必ずしも欧米のそれに倣う必要がないと述べられていた。

二つの含み資産とは何だったのか。ひとつは充実した企業福祉であった。終身雇用、年功序列賃金をはじめ、退職金、企業年金にいたる企業の手厚い従業員保障の存在であった。そしていまひとつは、老親と子供の同居率の高さであった。しかし、含み資産がみるみる毀損されていったことは周知のとおりである。1980年代以降の「働き方改革」、失われた20(30?)年といわれるデフレ経済下で、今日、企業福祉は空洞化し、独居世帯が急増しつつある。日本型福祉システムなるものの基盤崩壊が最早だれの目にも明白である。

このような現実を背景に、政府による社会保障改革の議論が本格化し、その成果が2012年の社会保障制度改革推進法につながっていった。そこでは、福祉制度の中核を自助・互助に置き、政府の役割はそれを支援することというような整理がなされ、翌年、それを具体化した「地域包括ケアシステム」が提起された。

しかし政府の対策に先んじて、協同組合の内部でセーフティネットの綻びに対して様々な取り組みが始まっていた。生協陣営では、1983年にコープこうべにおいて、組合員高齢化問題への取り組みとして組合員を会員とする「コープくらしの助け合いの会」(互助活動組織)が自主的に生まれた。そしてその動きは全国へと広がっていった。また、JAでも女性部を中心にホームヘルパー養成事業などへの取り組みが行われ、1992年の農協法改正を契機にそれらはさらに広がりを見せていった。

しかし近年では、協同組合周辺でのよりアクティブな行動の方が耳目を集めつつあるように見える。生協の場合、1999年にちばコープで「おたがいさま」なる事業が開始され、それは既存の「コープくらしの助け合いの会」以上のインパクトを持ち、同じような事業の立ち上げが全国的に広がりつつある。JAでも2013

年にJAあづみの女性部によってNPO法人「JAあづみくらしの助け合いネットワークあんしん」が設立され、その活動は全国的にも注目されている。これらの組織の特徴は、協同組合の中心的担い手である(あった)組合員がイニシアティブをとり、協同組合の組合員活動補助事業なども巧みに取り入れつつ、非組合員も巻き込みながら協同組合から距離を置いて事業展開しているところにある。

類似の仕組みが既に協同組合内に存在するにもかかわらず、何故このような組織が周辺組織として発展しつつあるのだろうか。私の乏しいヒアリングの経験では、彼女らは口々に今日の協同組合は地域活動に取り組みにくい組織であると語っていた。これが特殊例でないことは、ある社会学者が著書の中で、ワーカーズ・コレクティブ副代表の「生協の長い役員経験の中から、生協を辞めたら地域活動しようと考えていた」との発言を紹介していることから窺える。つまり、今や協同組合は組合員の地域活動を促進しにくい組織になっている可能性がある。あるいは、少なくともそのように認識されているとすれば、それは大きな問題ではなからうか。

本来、協同組合は一人ではできないことを協同することで解決することを目的とした組織のはずである。我が国の協同組合は大型化を追求する過程で何か大事なものを見失ってきたのかもしれない。大型化のメリットはスケールメリットにあるが、金融事業を除けば協同組織大型化によって事業メリットを享受し得るのは組織成員が均質的である場合でしかない。換言すれば、均質化社会を前提にするならそれは最適戦略たり得たかもしれない。しかし、今や日本人の生活は多様化し、地域が抱える問題も社会の歴史経路依存性を考慮するならば多様にならざるを得ない。組織の大型化が、協同組合の地域活動に対する開かれた組織としての特質を失わせることにつながった一面がなかったらうか。私が若かった頃、一時、適正規模論ということが協同組合研究の主要テーマのひとつとなったことがあった。第7原則との関係においても、協同組合組織論を今一度振り返ることも無駄ではないのではないか。そんなことをしきりに思う今日この頃である。

(名古屋市立大学大学院 経済学研究科 特任教授 向井清史・むかい きよし)